○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
湯沢市上院内字雄勝山三番四二から同市上院内字雄勝山三番四〇まで	前	一一・〇〇～五五・九〇メートル	〇〇・一四四キロメートル
	後	一一・〇〇～七一・七〇メートル	〇〇・一四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
能代市字宮ノ前一一五番一から同市鰄渕字一本柳五六番一まで	前	二三・五〇～一二四・八〇メートル	〇〇・二〇〇キロメートル
	後	二三・五〇～一二四・〇〇メートル	〇〇・二〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	湯沢市上院内字雄勝山三番四二から同市上院内字雄勝山三番四〇まで	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十八日

○東北地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
塩竈市新浜町二丁目三八番地内	前	一五・五七～一八・八七メートル	〇〇・〇五八キロメートル
	後	一五・五七～一九・〇三メートル	〇〇・〇五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	塩竈市新浜町二丁目三八番地内	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十八日

○東北地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩手県下閉伊郡普代村第一一地割字柏木平一六番一から同村第一一地割字柏木平六番一まで	前　A	一五・五八～三〇・四二メートル	〇〇・六八〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B	一五・二五～一四七・九〇メートル	〇〇・五五三キロメートル	
	後　A	一五・五八～四五・七二メートル	〇〇・七一二キロメートル	
	後　B	一五・二五～一四七・九〇メートル	〇〇・五五三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡普代村第一一地割字柏木平一六番一から同村第一一地割字柏木平六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十八日

○関東地方整備局告示第五十七号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川高麗川について、昭和四十二年三月二十四日付けで告示された建設省告示第八百二十四号を次のように改める。

平成二十九年二月二十八日

関東地方整備局長　大西　亘

関係図面のうち、第七十三号図及び第七十四号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）